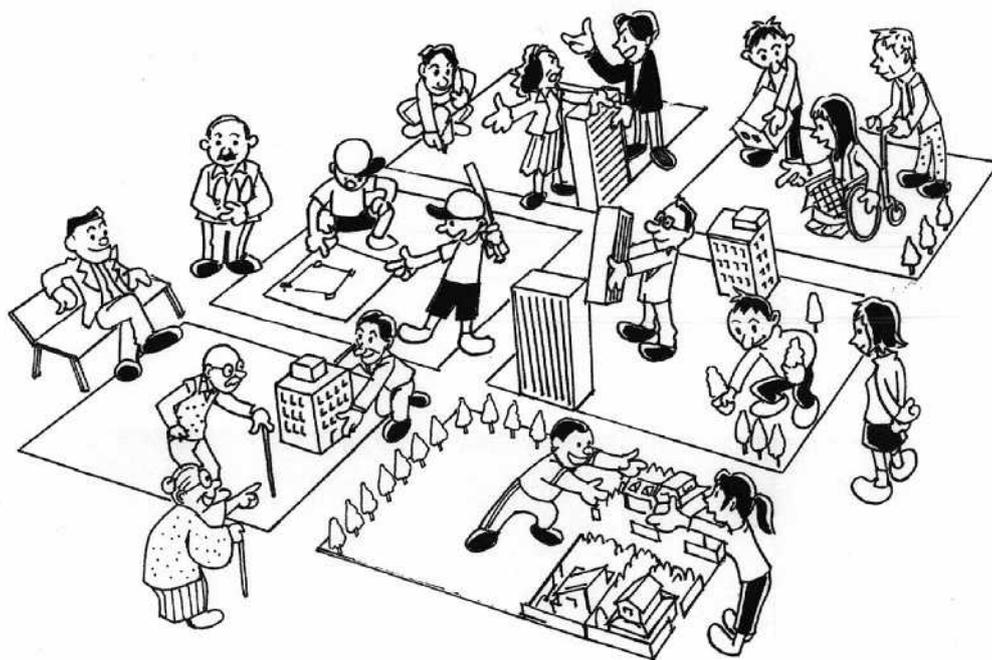


# 平成19年度街づくり年次報告書



2008年4月  
大和市

## はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条（年次報告）の規定に基づいて、協働の街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、平成19年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。昨年度に引き続き、「景観」への取り組みに関する内容を詳しく掲載しています。

また、今後の街づくり活動への参加を促すために、20年度の事業予定なども掲載しています。

なお、本書のほか、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設などに配架することで広く情報提供が行えるようにしました。

### **参考**...条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

本編及び概要版は、ホームページにて掲載しております。

# 目次

---

1. 地区計画、建築協定等の活用		
1 - 1. 地区計画、建築協定等の活用	(第7条)	2
1 - 1 - 1. 地区計画		
1 - 1 - 2. 建築協定		
2. 街づくり組織・計画・協定等		
2 - 1. 地域街づくり協議会	(第8条)	4
2 - 1 - 1. 地域街づくり協議会		
2 - 1 - 2. 地域街づくり協議会を目指す組織		
2 - 2. 地区街づくり推進団体	(第10条)	6
2 - 2 - 1. 地区街づくり推進団体		
2 - 3. その他の街づくり組織	(第20条)	8
2 - 3 - 1. 大和駅周辺の再開発事業関連		
2 - 3 - 2. 土地区画整理事業関連		
3. 開発事業の協議等		
3 - 1. 開発事業の協議等	(第13条)	11
3 - 1 - 1. 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議		
3 - 1 - 2. 「大和市開発事業の方法及び基準に関する条例」の制定		
4. 街づくりへの支援		
4 - 1. 地域街づくり協議会への助成	(第16条)	12
4 - 2. 地区街づくり推進団体への助成	(第17条)	12
4 - 3. 情報の提供等	(第18条)	12
4 - 3 - 1. 街づくり学校		
4 - 3 - 2. その他		
4 - 4. 街づくり専門家の派遣等	(第19条)	14
4 - 5. 表彰	(第22条)	15
4 - 5 - 1. 街づくり賞		
5. その他		
5 - 1. 街づくり推進会議		16
5 - 2. 大和市屋外広告物条例の制定		17
5 - 3. 大和市景観条例の制定及び大和市景観計画の策定		18
5 - 3 - 1. 景観条例及び景観計画の概要		
5 - 3 - 2. 景観計画づくり研究会		

資料1：地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

資料2：街づくり組織等位置図

資料3：大和市みんなの街づくり条例

---

## 1. 地区計画、建築協定等の活用

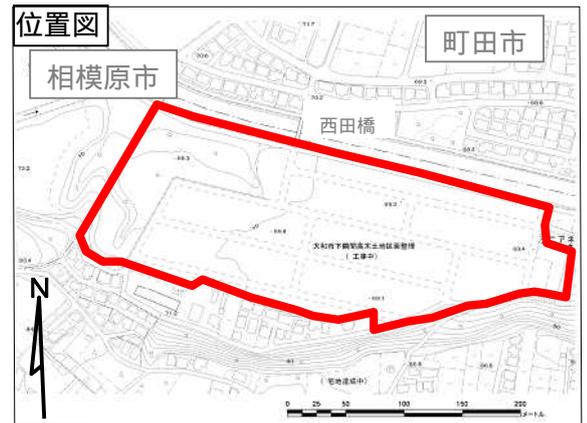
### 1 - 1 . 地区計画、建築協定等の活用(第7条)

#### 1 - 1 - 1 . 地区計画(平成19年度都市計画決定件数：1件)

地区計画...良好な生活環境を整備・保全するために、地区単位で建築物の用途や建築形態、公園や道路などの公共施設等の配置を定める制度。

##### 下鶴間高木地区地区計画

告示	平成19年6月29日
内容	建築物の用途、壁面位置、形態意匠など
背景	土地区画整理事業により形成した良好な住宅地を、維持・保全するため



#### 1 - 1 - 2 . 建築協定(平成19年度認可件数：3件)

建築協定...良好な環境を保全するため、住民全員の合意によって協定区域を定め、建築基準法の制限よりも厳しい規制をしようとするために結ばれるもの。

##### つきみ野6丁目1番地地区建築協定(更新)

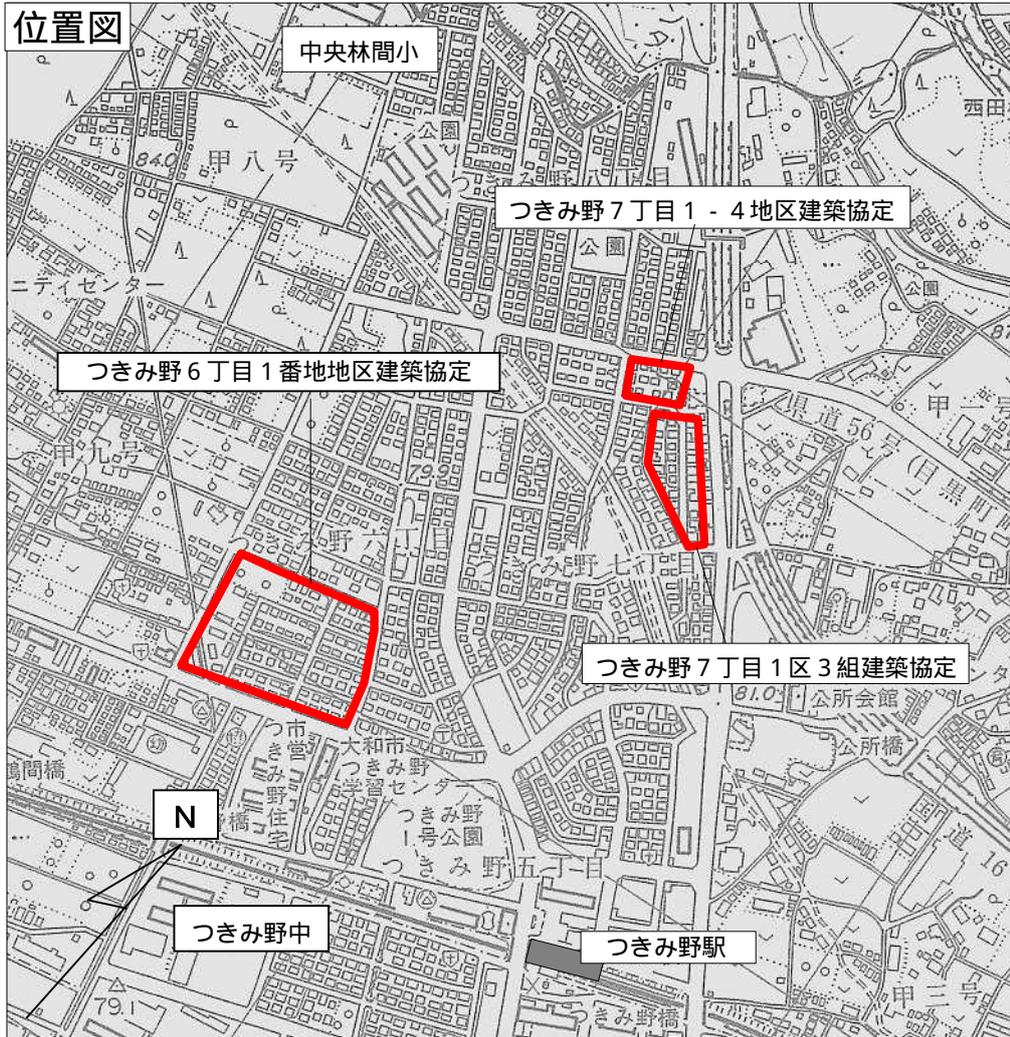
公告	平成19年7月30日
内容	建築物の敷地及び用途
期間	10年
背景	地元発意による住環境保全のため

##### つきみ野7丁目1-4地区建築協定(新規)

公告	平成20年3月18日
内容	建築物の敷地、位置及び用途
期間	10年
背景	地元発意による住環境保全のため

## つきみ野7丁目1区3組建築協定（新規）

公告	平成20年3月18日
内容	建築物の敷地、位置、用途及び形態
期間	10年
背景	地元発意による住環境保全のため



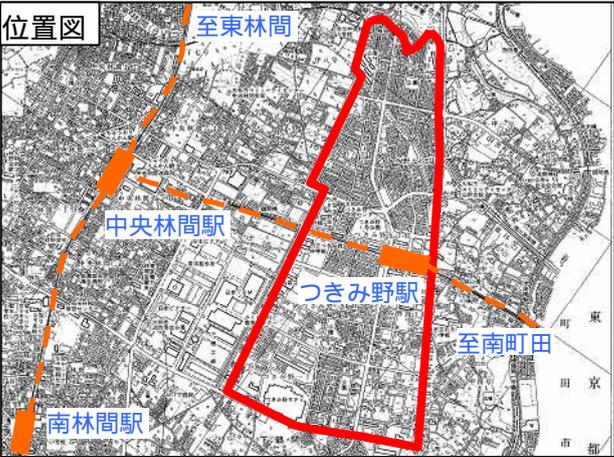


今後の 予定	地域活性化への取組み（啓発イベントの継続） 「地域街づくり計画」の認定にむけた合意形成
-----------	--

## 2 - 1 - 2 . 地域街づくり協議会を目指す組織(1団体)



### つきみ野まちづくり委員会

エリア	つきみ野自治会区域（つきみ野1丁目～8丁目） 
代表者	会長 但井 浩二
構成員	委員約20名
設立	平成14年7月7日（平成16年3月より現在の名称に変更）
活動内容	<p>街づくりに関する活動  将来の姿や街づくりの目標をまとめた「つきみ野地域街づくり構想」の策定及び自治会総会での承認  定例会の実施（月1回）</p> <p>協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度（アダプト・プログラム）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例清掃（月1回）の実施</li> <li>・空き植樹枡へのチューリップ球根（1000個）の一斉植栽（11月）</li> </ul> <p>鶴舞通りの全街路樹の調査（7月）  歩行者の安全確保のための、交通規制に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の登校時間帯に交通規制を実施する旨の賛同署名集め</li> <li>・大和及び相模原南両警察署、両市関係課、関係自治会との協議</li> </ul>
市の支援	・活動に対する助言など
今後の 予定	平成19年度の実施活動の継続 「つきみ野地域街づくり構想」の実現に向けた活動



【定例会】

## 2 - 2 . 地区街づくり推進団体(第10条)

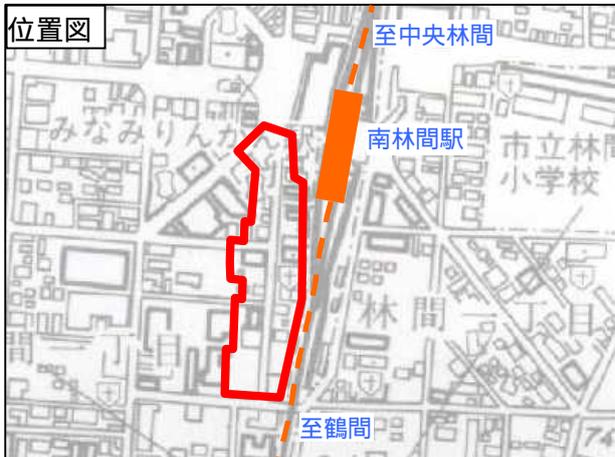
地区街づくり推進団体...地区の街づくりを推進するため街づくり活動(ルールづくり等)を行う組織。

### 2 - 2 - 1 . 地区街づくり推進団体(2団体)



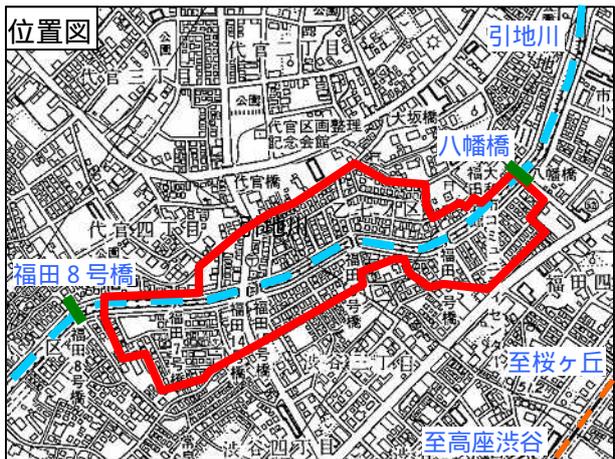
#### 南林間南一条通り商店街街づくり委員会

(「南林間南一条通り商店街街づくり協定」H11.7.14 認定)

エリア	<p>南一条通りに面している区域(南林間1丁目1番地先~同7番地先)</p>  <p>[約0.9ha]</p>
代表者	委員長 宮東 悠
構成員	委員49名
設立	昭和63年9月
登録	平成11年6月18日
活動内容	街づくり協定の管理運営
市の支援	・窓口にて街づくり協定の説明・協力依頼



#### 千本桜街づくり委員会(「千本桜地区地区計画」H13.7.16 告示)

エリア	<p>千本桜自治会区域(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内)</p>  <p>[約10.5ha]</p>
代表者	会長 藤丸 武

構成員	委員 22名
設立	平成11年4月
登録	平成11年6月14日
活動内容	<p>「千本桜地区申し合わせ事項」(地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営、新住民への周知・PR  地域活性化への取り組み  定例会(活動内容の検討等)(奇数月に開催)  活動のPR(広報紙の発行等)  公園リフォームについて市との調整  街並み探索(2回に分けて街並みを探索)  ・桜丘南西側～大和駅西側(6月)  ・引地川流域(3月)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【街並み探索】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【街並み探索】</p> </div> </div>
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	地区計画、申し合わせ事項のPRと検証 子ども神輿や防犯パトロールへ協力 街並み探索

## 2 - 3 . その他の街づくり組織(市街地開発事業)(第20条)

### 2 - 3 - 1 . 大和駅周辺の再開発事業関連(2団体)

市街地再開発事業...市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新のために行う事業。

#### 大和駅東側第4地区市街地再開発組合

施行区域	大和南一丁目8、9、10番地内[約1.2ha]
代表者	理事長 蒲生 文衛
組合員	36名
設立認可	平成19年3月23日(組合設立認可公告)
事業概要	<p>目的 プロムナードと一体となった土地の高度利用と都市機能の更新により、中心市街地の活性化、都市環境の改善を図る</p> <p>整備方針 大和駅東側地区にふさわしいにぎわいと活力のある街づくり</p>  <p>【イメージパース】</p>
事業内容	地盤調査・建物実施設計・権利変換計画作成等
市の支援	・事業施行に対する指導助言や施設計画案に関する調整等 ・大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱に基づく、調査設計計画、土地整備、共同施設整備費等に要する費用の助成
今後の予定	権利変換計画認可申請 既存建物除却・建物建設工事等

#### 大和駅東側再開発等促進協議会

エリア	大和駅東側プロムナードを中心とした範囲[約7ha]
代表者	会長 鈴木 英雄
構成員	38名
設立	平成2年5月22日
活動内容	まちづくりに関する協定の管理 東側各街区との調整 - 総会(1回)、役員会(2回)
市の支援	・窓口にてまちづくり協定の説明・協力依頼
今後の予定	平成19年度の実施活動の継続

## 2 - 3 - 2 . 土地区画整理事業関連(2団体)

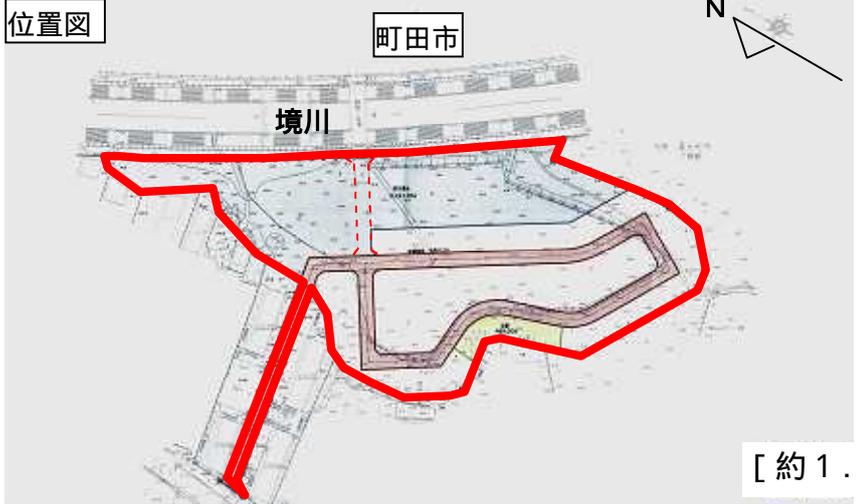
土地区画整理事業...道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業。

### 大和市下鶴間高木土地区画整理事業(組合施行)

<p>施行地区</p>	<p>大和市下鶴間字甲一号176番地他</p>  <p>[約4.9ha]</p>
<p>代表者</p>	<p>理事長 井上 進</p>
<p>権利者</p>	<p>34名</p>
<p>設立認可</p>	<p>平成16年6月11日(組合設立認可公告)</p>
<p>事業概要</p>	<p>目的          緑豊かな自然環境を活かした良好な市街地形成          整備方針          「緑と都市が共生するうるおいのあるまち」          旧河川を1箇所に集約し、緑地の保全に配慮</p>  <p>【下鶴間高木】</p>
<p>事業内容</p>	<p>造成工事・下水道整備・道路築造工事等</p>
<p>市の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合事業に対する技術的な指導、助言</li> <li>・土地区画整理助成規則に基づく、公共施設整備等に要する費用の助成</li> </ul>
<p>今後の予定</p>	<p>換地計画認可・換地処分・組合解散</p>



## 下鶴間山谷北土地区画整理事業（個人施行）

<p>施行地区</p>	<p>大和市下鶴間字甲四号 7 4 6 番他</p>  <p>[ 約 1.6 ha ]</p>
<p>施行者</p>	<p>東京急行電鉄株式会社</p>
<p>施行認可</p>	<p>平成 19 年 4 月 5 日（施行認可公告）</p>
<p>事業概要</p>	<p>目的 河川区域と宅地の整序を行い、宅地利用の増進と公共施設の整備改善を図る</p> <p>整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑にあふれたうるおいある街並みの形成</li> <li>・ 電線地中化工事を行うなど、景観に配慮</li> <li>・ 地区中央に公園を配置、また境川及び町田市と接続する歩行者道線を確保するなど、利便性の向上を図る</li> </ul>  <p>【下鶴間山谷】</p>
<p>事業内容</p>	<p>造成工事・下水道整備・道路築造工事・電線地中化工事等</p>
<p>市の支援</p>	<p>・ 事業者に対する技術的な指導、助言</p>
<p>今後の予定</p>	<p>地区計画の都市計画決定 換地計画認可・換地処分</p>

## 3. 開発事業の協議等

### 3 - 1. 開発事業の協議等(第13条)

#### 3 - 1 - 1. 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議

大和市街づくり指導要綱...良好な生活環境を確保することを目的として、宅地開発事業及び中高層建築物を建設する事業の適正な施行を指導するための要綱。

#### ▶ 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議件数

年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	
事前協議合計	9 9	8 5	8 5	9 6	
(内訳)	開発行為	3 9	3 3	2 6	3 5
	建築行為	4 9	3 7	4 0	5 3
	ワルム	1 1	1 5	1 9	8

#### ▶ 要綱に基づく協議事項

- ・ 近隣住民への説明
- ・ 緑地等の確保
- ・ 最低敷地面積の確保
- ・ その他技術基準

#### 3 - 1 - 2. 「大和市開発事業の手続及び基準に関する条例」の制定

「大和市街づくり指導要綱」の条例化

条例公布：平成19年12月21日

条例施行：平成20年7月1日

制定背景：近年の開発指導行政を取り巻く環境の変化により、要綱に基づく行政指導では実効性の確保が難しくなった

目的：開発事業に対する指導の明確性や透明性を高め、良好な生活環境を保全、創出する

要綱との主な相違点：次のとおり

対象事業

- ・ 対象となる開発事業区域面積の引き下げ(1000㎡ → 500㎡)
- ・ 延べ面積1000㎡以上の建築物の建築行為を対象に追加

手続

- ・ 近隣住民等からの協議依頼に対する、開発事業者の対応を義務化
- ・ 開発事業基準に対する適合確認前の工事着手を禁止

基準

- ・ 住宅敷地の最低規模を、本市の実情にあった新たな基準で義務化
- ・ 開発事業に際して、公園等の設置を義務化

支援制度

- ・ 都市計画、建築等に関する制度への理解を深め、開発事業者との円滑な協議を行うことを目的に、専門家を派遣する制度を創設

専門家が行う業務：・ 関係法令、関係図面及び開発事業に関する疑問への客観的な解説

- ・ その他近隣住民等の意見に対する解説

## 4. 街づくりへの支援

### 4 - 1 . 地域街づくり協議会への助成 (第16条)

相模大塚まちづくり協議会 100,000円  
【内訳】広報紙の印刷費など

### 4 - 2 . 地区街づくり推進団体への助成 (第17条)

地区街づくり推進団体に対し、平成19年度は助成を行っていない

### 4 - 3 . 情報の提供等 (第18条)

#### 4 - 3 - 1 . 街づくり学校

街づくり学校...市民の自主的な街づくり活動に対する「学習の支援」として行う市民講座。

回数	全1コース(10~11月=ゼミコース第三期)
内容	「公共サイン」をテーマに実施
今後の予定	基礎コース第三期(5~6月実施予定、テーマは「街づくり入門」)



#### ゼミコース第三期

とき	平成19年10~11月(全3回) 【第1回】10月20日(土)14:30~17:00 【第2回】10月27日(土)13:00~17:00 【第3回】11月10日(土)14:30~17:00
ところ	市役所本庁舎及び会議室棟、大和市内(タウンウォッチング)
テーマ	「『公共サイン』ってなに?」~街の公共サインを見直そう~
参加者	13名
内容	普段から何気なく目にする公共サインについて、より分かり易く、見た目にも美しく整備するため、専門家による講義に加えて実際に街歩きをしながら調査をし、参加者全員で検討を行った  第1回「公共サインとは?」 【講師】中村 豊四郎氏(アール・イー・アイ株) 【内容】 講義 「~公共サインとは何かを学ぼう~」



内容	<p>第2回「公共サインを探そう」</p> <p>【講師】吉田 洋子氏（株宅地開発研究所） 中村 豊四郎氏（アール・イー・アイ株）</p> <p>【内容】 講義 「～タウンウォッチングをして、公共サインを見つけてみよう～」 タウンウォッチング （鶴間駅から市役所・市立病院まで） まとめ（発表・講評）</p>	
	<p>第3回「公共サインについてまとめよう」</p> <p>【講師】中村 豊四郎氏（アール・イー・アイ株）</p> <p>【内容】まとめ（これまでに学んだ知識を活かし、鶴間駅～市役所・市立病院間のサインのモデルを作成し、発表を行った）</p>	

#### 4 - 3 - 2 . その他



##### 「街づくりすと」の活動

街づくりすと...街づくり推進のため、市民により構成された市民リーダー。街づくり学校の全コース(基礎・専修・ゼミ)を修了することで、「街づくりすと」として登録可能。

登録者	14名（新規登録0名）
内容	「景観計画づくり研究会」（5月～10月）への参加（5名） 本市の景観計画の策定及び景観条例の制定に向けて、検討の主体となる同研究会の委員として、市長への提言を行った
今後の予定	「街づくり学校」の受講者サポート 「街づくりすと」の主体的な活動の検討



##### 「街づくりサロン通信」の発行

街づくりサロン通信...街づくりに関する情報提供を目的とした広報紙。

発行	1回（第16号 3月31日発行）
配布先	庁内、学習センター、コミュニティセンターなど
今後の予定	平成20年度中に1回発行

4 - 4 . 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり専門家...都市計画や景観などに関する専門的な知識や経験を有する者。

派遣	専門家（敬称略）	回数
市	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>中村 豊四郎 【街づくり学校】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吉田 洋子 【街づくり学校】 【景観計画づくり研究会】</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>窪田 亜矢 【景観計画づくり研究会】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>志村 直愛 【景観計画づくり研究会】</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>田邊 学 【景観計画づくり研究会】</p> </div>	10回
地域街づくり協議会	<p>相模大塚まちづくり協議会の活動へのアドバイス（啓発イベント等）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>吉田 洋子</p> </div>	5回

相模大塚まちづくり協議会への派遣に関する費用は、協議会の活動費から支出

4 - 5 - 1 . 第14回街づくり賞

街づくり賞...快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、地域の街づくりに貢献した活動、良好な空間や街並みを演出した個性的で魅力的な事例を表彰する制度。

「活動部門」...住民等で街づくり活動に取り組み、良好な街づくりに寄与した活動を表彰

「事例部門」...良好な街並みの創造に寄与した街づくりの事例を表彰

応募	活動部門1件(1件受賞) 事例部門14件(6件受賞)
表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大和市環境フェア」において表彰式を行った</li> <li>・市長より賞状と記念品を受賞者へ贈呈</li> </ul>
受賞事例	<p>活動部門</p>  <p>内山の街づくりを考える会</p>
	<p>事例部門</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>森永邸「枝垂れ桜と緑豊かな庭」</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>針邸「壁面緑化とプランターによる外周部の演出」</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>川崎邸「開放的な前庭と立体的花壇」(中)</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>冨塚邸「古き中央林間の面影を残す庭」</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>「プラウドシーズン中央林間」</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>市営鶴間台住宅</p> </div> </div>
今後の予定	平成20年度は選定、表彰は行いません(21年度分募集受付のみ)

## 5. その他

### 5 - 1. 街づくり推進会議

街づくり推進会議...街づくりに関する重要事項の調査審議することを目的に設置された、街づくり条例に基づく市の附属機関。

#### →会議内容（6回開催）

	と き	主な内容
第1回	4月27日	・委員の紹介、会長及び会長職務代理の選出 ・当該会議の役割及び任期中の予定について（説明）
第2回	7月30日	・景観計画の策定について（中間報告） ・大和市開発事業の手續及び基準に関する条例案について（報告） ・みんなの街づくり条例の見直し（その5）
第3回	8月17日	・第14回街づくり賞の選定（諮問）
第4回	11月19日	・大和市景観計画の策定について（報告）
第5回	1月31日	・みんなの街づくり条例の見直しについて（その6）
第6回	3月19日	・みんなの街づくり条例の見直しについて（その7）

平成17～18年度に、「みんなの街づくり条例」の見直しについて（その1～4）審議を行いました。

#### →街づくり推進会議 委員（任期：平成19年4月1日～21年3月31日）

相原聰（関係団体委員）	田口敦子（知識経験委員）
麻生龍雄（関係団体委員）	知念綾（市民委員）
井上新一（地域街づくり協議会代表者）	中林一樹（知識経験委員：会長）
志村直愛（知識経験委員：会長職務代理）	平田まり子（市民委員）
杉浦宇（市民委員）	吉田洋子（知識経験委員）
菅孝能（知識経験委員）	（50音順 敬称略）

#### →今後の審議事項

みんなの街づくり条例の見直し

#### →HP

[街づくり推進会議]

## 5 - 2 . 大和市屋外広告物条例の制定

**条例公布**：平成19年12月21日

**条例施行**：平成20年 4月 1日

**制定背景**：1.神奈川県屋外広告物条例（以下、「県条例」と表記）に基づき、神奈川県相模原土木事務所を窓口として、屋外広告物の許可事務が行われていた

2.大和市は平成18年4月1日に景観行政団体となり、より良好な景観の形成を目指し、市域の特性に合わせた屋外広告物の規制誘導を行うため、市独自の屋外広告物条例を定めた

**目的**：大和市の特性に合わせた景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は、公衆に対する危害を防止する

**県条例との主な相違点**：次のとおり

**禁止区域**

- ・可変表示式広告物（画像表示装置など）の設置について、県条例で定める禁止区域に加えて、交通安全を考慮し、幹線道路の交差点や踏切付近を追加

**禁止行為**

- ・同一壁面への同一広告の複数設置を禁止行為に追加

**表示面積**

- ・住居専用地域での表示面積を縮小、市街化調整区域では住居専用地域と同等の基準に強化

**許可申請手数料**

- ・適正な手数料額を設定

**その他**：平成20年4月1日より、はり紙などの違反屋外広告物の簡易除却も、市の所管となる

5 - 3 - 1 . 景観条例及び景観計画の概要

条例公布・計画告示 : 平成20年 3月28日

条例施行・計画適用 : 平成20年10月 1日

制定等背景 : 1.平成8年に策定した「やまと景観マスタープラン」(以下、「プラン」と表記)に基づき、様々な景観形成施策を展開してきた

2.平成16年に景観法が制定され、自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに法的な根拠が整えられた

目的 : 大和らしい魅力ある景観の創造を目指して定めた、プランの基本理念や目標等を実現するための指針やしぐみなどを定め、これまでの景観形成施策をより実効性あるものとする

条例及び計画の概要 : 次のとおり

一定規模以上の建築行為等については、条例に基づく事前協議及び法に基づく届出を義務付け(下表) 行為に対する制限事項( )を設けた

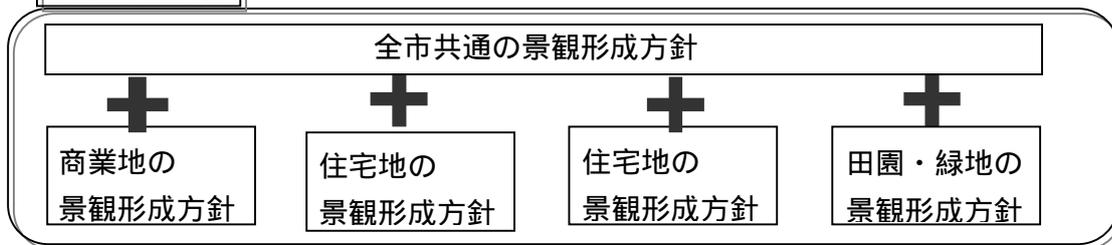
行為	規模
1、建築物の建築等	高さが10mを超えるもの 延べ面積が1,000㎡以上のもの
2、工作物の建設等	高さ10mを超えるもの(擁壁は高さ5mを超えるもの)
3、木竹の伐採	伐採する区域の面積が500㎡以上のもの

制限事項は、建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物の外装の色彩、擁壁の形態意匠、木竹の伐採の方法とする

望ましい景観の姿(景観形成方針)を示した

- ・市域を土地利用状況等によって、4つの区分(商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地)に分け、それぞれの区分ごとに景観形成方針を定めた
- ・景観形成方針は全市共通の方針と、それぞれの区分ごとの方針とで構成する

景観形成方針



景観資源の活用

景観資源となる道路、河川等の公共施設や建造物、樹木を生かした景観づくりを進めていくために、その整備や保全などの基本方針を定めた

その他の景観づくり施策

地区の景観特性を生かし、魅力を高める景観づくりを進めていくべき地区を「景観づくり促進地区」に位置づけ、景観づくりに関する取り組みを進める

### 5 - 3 - 2 . 景観計画づくり研究会

景観計画づくり研究会...市の特性に配慮し、市民に分かりやすく、活用しやすい景観計画（条例）を策定することを目的に、平成19年5月に公募市民により組織。

市のたたき台を基に、専門家の助言や7月に開催した「景観地域ワークショップ」での市民意見を参考に、「市民景観まちづくり」を中心に全9回の検討を行い、10月に大和市長への提言を行った。

#### →会議内容（9回開催）

	とき	主な内容
1	5月11日	検討テーマ・予定について（説明） 委員紹介、会長・副会長の選出
2	5月21日	景観計画区域・景観形成方針・景観資源について（検討）
3	6月 8日	色彩制限・行為制限について（検討）
4	6月17日	重点地区・市民景観まちづくりについて（検討）
○	7月 7日	景観地域ワークショップ（市中部・市北部）
○	7月 8日	景観地域ワークショップ（市南部）
5	7月25日	これまでの検討事項について（内容確認）
6	8月 8日	景観地域ワークショップでの検討事項について（内容整理）
7	8月30日	規制策・誘導策について（検討）
8	9月10日	提言書について（検討）
9	9月18日	提言書について（まとめ） 総括
	10月10日	大和市長へ提言

#### →景観計画づくり研究会 委員

足立陸子（街づくりすと）	田中実（公募市民）
綾部孝治（公募市民）	知念綾（街づくりすと）
池田勝彦（公募市民）	成瀬房子（街づくりすと）
石間勇（街づくりすと）	平田まり子（地域街づくり協議会等代表）
小川政男（公募市民）	平山賢二（公募市民）
小杉皓男（公募市民）	山本直志（公募市民）
高田昭廣（地域街づくり協議会等代表）	（50音順 敬称略）

#### →景観計画づくり研究会 参加専門家

窪田亜矢（都市デザイン専門家）	田邊学（色彩専門家）
志村直愛（都市デザイン専門家）	吉田洋子（都市計画専門家）
	（50音順 敬称略）

 地区計画

	名 称	告示日	背 景
1	南林間駅西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
2	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
3	渋谷北部地区地区計画	H11. 1.22	"
4	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため
5	大和駅東側第4地区地区計画	H18. 2.27	市街地再開発事業に合わせて、良好な街並みの形成を図るため
6	渋谷南部地区地区計画	H19. 3.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため（既存の計画の変更）
7	下鶴間高木地区地区計画	H19. 6.29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため

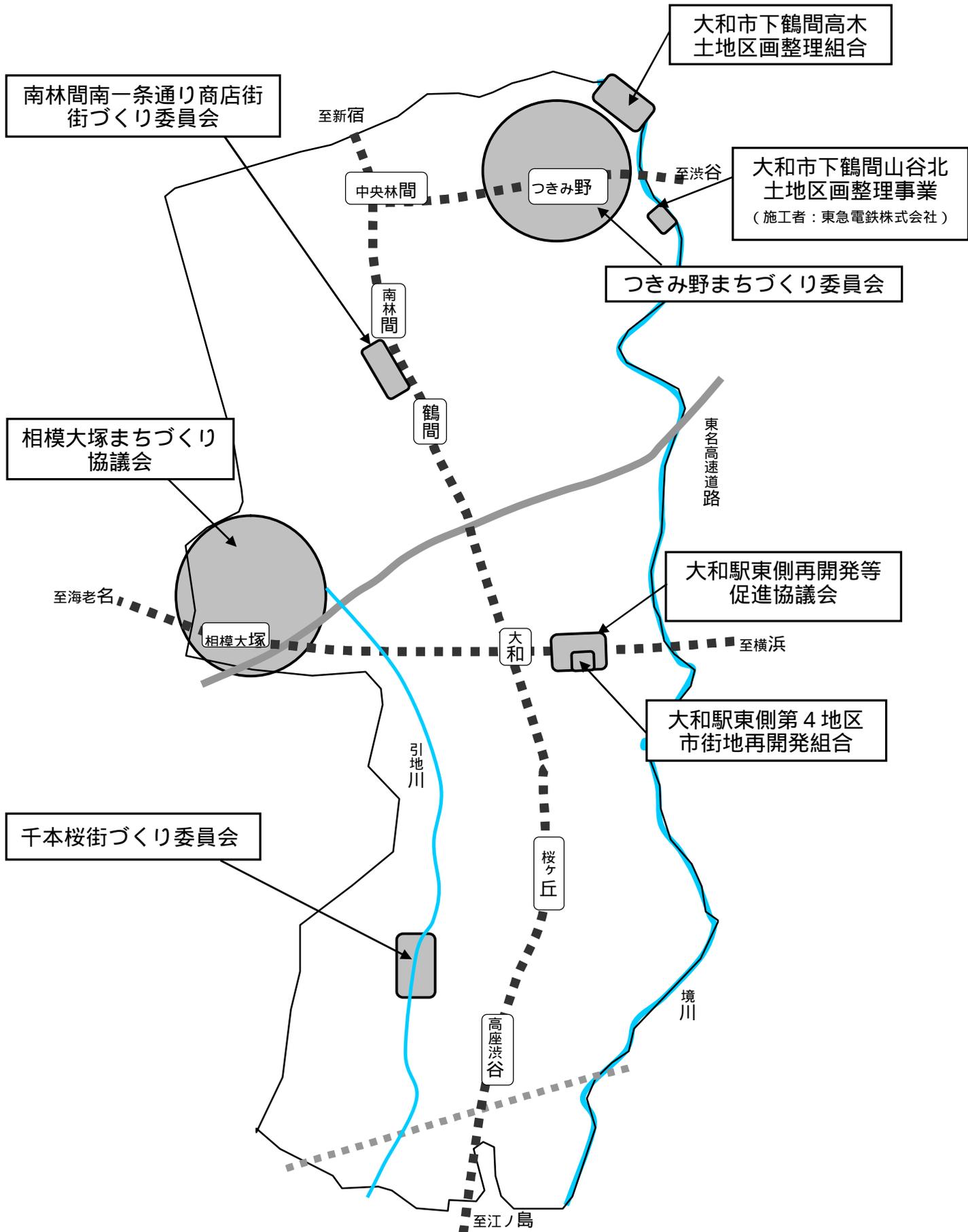
 建築協定

	名 称	公告日(期間)	背 景
1	つきみ野6丁目5番地建築協定	H10.10. 2(10年)	"
2	相鉄上和田第3地区建築協定	H10.11.12(10年)	"
3	西鶴間8丁目(44組)建築協定	H12. 5.23(10年)	分譲宅地開発のため
4	つきみ野6丁目8番地建築協定	H12.12.12(10年)	地元発意による住環境保全のため
5	つきみ野6丁目第一建築協定	H13. 6.15(10年)	"
6	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	"
7	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
8	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため
9	つきみ野8丁目13番地建築協定	H15. 4. 1(10年)	地元発意による住環境保全のため
10	あきしの台分譲地建築協定	H17.10.19(10年)	分譲宅地開発のため
11	つきみ野一丁目第三建築協定	H17.11.17(10年)	地元発意による住環境保全のため
12	大和柳橋建築協定	H18. 3.14(10年)	分譲宅地開発のため
13	つきみ野6丁目6番建築協定	H18. 9. 5( 5年)	地元発意による住環境保全のため
14	つきみ野7丁目第2建築協定	H18. 9.21(10年)	"
15	つきみ野6丁目9番建築協定	H18.10.25(10年)	"
16	つきみ野7丁目第1建築協定	H18.12. 1(10年)	"
17	つきみ野6丁目7番地建築協定	H19. 2. 8( 5年)	"
18	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H19. 7.30(10年)	"
19	つきみ野7丁目1-4地区建築協定	H20. 3.18(10年)	"
20	つきみ野7丁目1区3組建築協定	H20. 3.18(10年)	"

 街づくり協定

	名 称	締結日	認定日	背 景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11.6.22	H11.7.14	地元発意による商業活性化のため

街づくり組織等位置



## 目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 地域街づくり協議会（第8条・第9条）
- 第3章 地区街づくり推進団体（第10条・第11条）
- 第4章 街づくり協定（第12条）
- 第5章 開発事業（第13条～第15条）
- 第6章 街づくりへの支援（第16条～第22条）
- 第7章 雑則（第23条・第24条）
- 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

## （基本理念）

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

## （市民の責務等）

第4条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## （市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

## （地区計画、建築協定等の活用）

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街

地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画（法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画をいう。以下同じ。） 建築協定（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 69 条に規定する建築協定をいう。以下同じ。）及び第 12 条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

## 第 2 章 地域街づくり協議会

（地域街づくり協議会）

第 8 条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

- (1) その構成員が住民等であること。
- (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第 9 号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

（地域街づくり計画）

第 9 条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりを推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## 第 3 章 地区街づくり推進団体

（地区街づくり推進団体）

第 10 条 市長は、地区の街づくりを推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

（地区街づくり方針）

第 11 条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりを推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## 第4章 街づくり協定

第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

## 第5章 開発事業

(開発事業の協議等)

第13条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。

(1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの

(2) 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例(平成9年大和市条例第9号)第2条第1号に規定する中高層建築物の建築

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第14条 市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第15条 市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かななければならない。

## 第6章 街づくりへの支援

(地域街づくり協議会への助成)

第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推進団体への助成)

第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

## 第7章 雑則

(年次報告)

第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例(平成10年大和市条例第7号)の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内
-------------	--	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(省略)